

戸籍総合システム更新等業務 機能評価シート

・列挙された機能要件についての対応状況を以下のとおり記入すること

標準機能で可能・・・◎

代替で可能・・・○

カスタマイズで可能・・・▲

対応不可・・・×

事業者名

- ・対応状況で、代替案で可能（○）またはカスタマイズで可能（▲）を選択した場合は、その内容を詳細に記入すること。
- ・（▲）を選択した場合は、提案価格内でカスタマイズ対応可能なものについてのみ、カスタマイズ費用を記入してください。

No.	業務分類	機能要件	必須	対応状況	詳細	点数
1	検索	現在戸籍・除改戸籍が一括で検索できること。	○			
2		統一文字（辺・斉・藤等）検索ができること。	○			
3		複合検索（生年月日と名等）ができること。	○			
4		文字置換検索ができること。（ワイルドカード「*」での複数文字/前後方一致検索、ワイルドカード「?」での不明1文字検索）	○			
5		筆頭者・構成員を問わず氏名にて一括して検索できること。	○			
6		法No.による検索ができること。				
7		検索結果一覧の戸籍単位表示・構成員表示ができること。	○			
8		戸籍表示画面において個人状態を確認できること。	○			
9		戸籍の画面から附票を確認できること。	○			
10		検索画面から戸籍・附票情報を一覧できること。				
11		氏名文字を拡大して表示できること。	○			
12		筆頭者から従前戸籍を遡り表示できること。（直系戸籍遡り）	○			
13		各構成員から従前戸籍を遡り表示できること。（特定個人遡り）	○			
14		各構成員から一括で親族検索（尊属・卑属について直系・傍系とも）を実施し、管内法定相続人を一覧表示・一括印刷できること。				
15		異動処理の途中でも照会業務など割り込んで別の業務が行えること。				
16		文字検索を手書きモード（IMEパッド）で検索できること。	○			
17	証明	証明書発行時に有料・公用（無料）・カウント無しの区別ができ、それが事件表に反映できること。	○			
18		証明書発行時に認証文の印字の有無、認証印の印字の有無の設定が個別にできること。	○			
19		該当者を選択するだけで個人事項証明がプレビュー表示できること。	○			
20		一部事項証明書がプレビュー表示できること。	○			
21		受理証明書がプレビュー表示できること。	○			
22		受理証明書発行時に届出の要旨を編集できること。	○			
23		不受理証明書発行時に届出の要旨を編集できること。	○			
24		不受理証明書発行時に不受理理由を編集できること。	○			
25		戸籍法41条証書提出の証明書が発行できること。	○			
26		戸籍法41条証書提出の証明書がプレビュー表示できること。	○			
27		戸籍の無料証明書が備考欄や証明書タイトルの編集なく発行できること	○			
28		学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍に関する情報提供用の証明書が備考欄や証明書タイトルの編集なく発行できること	○			
29		同一人の戸籍、附票、身分証明書を同一画面から一括発行できること。				
30		現在戸籍、除籍、改製原戸籍を同一画面から一括発行できること。				
31		一画面にてスクロールせずに、「検索キー入力、検索結果、発行プレビュー、印刷指示」までができること。	○			
32		現在戸籍、イメージ戸籍、各種帳票の印刷前に、画面遷移することなくプレビュー表示できること。	○			
33		イメージ戸籍を拡大表示できること。	○			
34		イメージ戸籍を印刷する際、拡大率及び印刷位置の設定が容易に行えること。	○			
35		イメージ抄本を容易に編集、作成できること。	○			
36		抄本認証文の自動寄せができること。	○			
37		イメージ戸籍を容易にドラッグやスクロールできること。	○			
38		独身証明が発行でき、その際に既婚者や婚姻適齢に未達の人には警告が表示されること。	○			
39		身分証明書発行の際、対象者の戸籍が編製日から3ヶ月以内の場合は警告が表示されること。	○			
40		身分証明書について個人状態が有りの場合に、該当の項目を表示するか、証明の文言自体を削除するか選択できること。	○			
41		婚姻要件具備証明書が発行でき、その際に既婚者や婚姻適齢に未達の人には警告が表示されること。	○			
42		婚姻要件具備証明書において同性愛者対応ができること。				
43		除籍・改正原附票について、廃棄設定ができ、廃棄証明書の出力が出来ること。	○			
44		戸籍・除籍記載事項証明書の発行時に、証明する事項を任意で入力できること。				
45		戸籍・除籍記載事項証明書の発行時に、該当の除改イメージを参照できること。				
46		管掌者の戸籍について警告のメッセージが表示されること。	○			
47		証明発行時に注意を促し、発行禁止を設定できること。（「警告のみ」もしくは「禁止」を選択できること）	○			
48		上記設定の際に戸籍・附票単位に設定できること。	○			
49		上記設定の際に戸籍単位、個人単位別に設定できること。	○			
50		上記設定の際に備考欄等に任意で入力できること。	○			
51		上記設定の際にあらかじめ登録した定型文での入力ができること。	○			
52		上記設定を行った戸籍、附票の一覧を表示、印刷できること。	○			
53		上記設定後に、証明発行時において設定者を色分け表示できること。	○			
54		上質紙の受理証明書が出力できること。	○			
55		戸籍情報だけでなく附票情報についても確認できる審査用の帳票が出力できること。	○			
56	届書入力前に保留設定として、受理・送付の区分、届書種別が選択でき、職員が任意でメモ等を入力できること。	○				

57		保留設定した戸籍が証明発行時に選択された際に、警告が表示され、上記設定内容が確認できること。	○		
58	受理・審査	保留設定した戸籍の一覧が表示できること。	○		
59		不受理申出設定後に、証明発行時において設定者を色分け表示できること。	○		
60		事故簿については、該当戸籍が事故簿であることを表示できること。	○		
61		戸籍六法を表示、参照できること。			
62		戸籍に関する先例や通達を表示、参照できること。	○		
63		涉外戸籍に関する先例や各国要件具備証明を表示、参照できること。	○		
64	異動	届書と同様のレイアウトの届書入力画面構成であること。	○		
65		届書の『その他欄』も含め、画面遷移やスクロールがなく1画面にて入力ができること。	○		
66		届書入力時に住所人の情報を参照入力できること。	○		
67		届書入力画面において、どのような時に入力する項目であるかがガイダンス表示されていること。	○		
68		届書入力画面において、入力順などの制約を受けず、任意の入力項目についてマウス操作にて即時該当箇所に移動できること。	○		
69		日本人と外国人の判別について、生年月日の和暦・西暦、本籍・国籍の別により、自動判別されること。	○		
70		各種届書の入力画面にて、一時的にその情報を保存し、再入力できること。	○		
71		出生届の氏名文字について、名に使えない文字を自動判別し、置換え候補文字を表示できること。	○		
72		既に入力した情報を複写し参照入力できること。	○		
73		届書入力時の送付区分や動態区分について自動判別されること。	○		
74		届書入力後、処分決定前に附票情報を入力処理できること。			
75		上記で入力した附票情報の確認書を出力できること。			
76		届書入力後、処分決定前に届書入力にて入力した情報の確認書を出力できること。	○		
77		処分決定後、決裁前に本人確認通知を処理できること。	○		
78		上記入力時に、本籍人・住所人は住所の参照入力ができること。	○		
79		届書入力後、処分決定の画面にて受理照会書が発行できること。	○		
80		処分決定後、決裁前に異動連絡表（職権記載書）を出力できること。			
81		処分決定後、決済前に同一メニュー内にて別メニューから入りなおすことなく、9条2項通知を発行できること。			
82		処分決定後、決裁前に人口動態業務を処理できること。			
83		処分決定後、決裁前に相続税法58条通知を処理できること。			
84		処分決定後の異動対象の仮戸籍・従前戸籍について一括抽出できること。			
85		本籍・住所入力時に県名や自治体名の頭文字1字等で簡易に参照入力できること。	○		
86		本籍・住所入力時に県名、自治体名がリストとして表示され、そこから選択して入力できること。	○		
87		旧住所（旧コード）を選択入力できること。	○		
88		「番」・「番地」・「号」が記号登録（（「/」・「-」・「+」等）され、簡易に入力できること。			
89		入力した姓名を辞書登録できること。	○		
90		仮想キーボード機能として入力できること。			
91		入力漏れ箇所を強調して表示できること。	○		
92		関連エラー時に該当箇所を強調して表示できること。	○		
93		法令に関するエラー表示時にその際の注意点や対応方法が確認できること。	○		
94		届書入力審査時に氏名文字をチェックできること。	○		
95		届書別に氏名欄の文字を審査できること。			
96		証明書イメージにて仮戸籍を確認できること。	○		
97		届書進行状況表により入力後の届書の処理状況を確認できること。	○		
98	除籍副本送付目録を自動作成できること。	○			
99	除籍・改製原戸籍の戸籍訂正書を作成できること。	○			
100	移記・決裁	移記の要・不要が判断されること。	○		
101		移記事項入力時に記載文例が参照できること。			
102		移記事項入力時に自動で並び替えが行われること。	○		
103		移記事項入力時に手動でも並び替えができること。	○		
104		移記事項処理時に審査が行われること。	○		
105		複数戸籍の一括決裁機能は有しないこと。	○		
106		決裁処理前に最終の審査が行われること。	○		
107		決裁処理時に受領番号を欠番することなく再使用できる処理ができること。	○		
108	附票関連	附票が自動作成されること。	○		
109		附票の前住所確認ができること。	○		
110		附票住所履歴の並び替えができること。	○		
111		9条2項通知の備考欄が編集できること。	○		
112		外国人を含む届書入力に対して、9条2項通知が作成できること。			
113		附票の住所履歴数が50件以上であること。	○		
114		附票異動事由が選択入力できること。	○		
115		住所人異動データを参照入力できること。	○		
116		住所人異動データを一括更新できること。	○		
117		附票業務が自動統計されること。（日・月・年）			
118		在外選挙人を登録管理できること。	○		
119		在外者等の150年保存附票を一覧表示できること。	○		
120		住記連携により、住所人かつ本籍人の附票を自動取り込みできること。	○		
121		19条2項通知が入力・出力できること。	○		
122	19条3項通知が入力・出力できること。	○			
123	人口動態	人口動態調査票が自動作成されること。	○		
124		人口動態の出力の済、未が一覧表示にて確認できること	○		
125		病名を簡易に検索できること。（病名に含まれる漢字1字等）	○		
126		病院名をリストから選択入力できること。	○		

127	人口動態	病院別に医師氏名が表示され、そこから選択入力できること。	○			
128		人口動態ファイルがリムーバブルメディア（CD-RW等）に出力できること。	○			
129		一度入力した病名を登録できること。	○			
130		一度入力した病院名、所在地、医師氏名を登録できること。	○			
131	埋火葬	埋火葬許可証を死亡届入力前に出力できること。	○			
132		埋火葬許可入力データを本籍人・住所人の死亡届入力時に参照できること。	○			
133		埋火葬許可作成時に本籍人・住所人を参照入力できること。	○			
134		埋火葬許可発行時に既に発行済の許可については、自動的に発行済証明書となること。				
135		作成した埋火葬許可証の編集及び再印刷ができること。	○			
136		申請書・許可証を白紙/改ざん用紙で一括出力できること。				
137	関連業務	受付帳が出力できること。	○			
138		届書謄本交付申請書が作成できること。	○			
139		届書謄本交付申請書の入力が補助されること。	○			
140		戸籍謄本などの公用交付申請書が作成できること。	○			
141		戸籍謄本などの公用交付申請書の入力が補助されること。	○			
142		戸籍訂正書の記載例が参照できること。	○			
143		現在戸籍・除籍・改正原戸籍の戸籍訂正書を、受付入力前に作成できること。	○			
144		現在戸籍・除籍・改製原戸籍の戸籍訂正書を、訂正箇所を選択することにより記載例を選択しながら作成できること	○			
145		イメージ戸籍が画面上にて訂正できること。	○			
146		イメージ戸籍の訂正の際に用紙・掛紙の追加が画面上にてできること。	○			
147		戸籍総合システム（戸籍届出関係、附票関係）で異動した内容は、戸籍総合システムへ即時で連動し反映すること。	○			
148		戸籍総合システム（戸籍届出関係、附票関係）で異動した内容は、原則としてコンビニ交付サーバへ即時で連動し反映すること。	○			
149		戸籍総合システムで受付や決裁処理等で異動をしている場合、証明書を抑止できること。	○			
150		決裁等（完了処理）を登録した時点で、証明書の発行抑止が自動で解除できること。	○			
151		コンビニ交付について戸籍総合システムから決裁等（完了処理）を登録した時点で、証明書の発行抑止が自動で解除できること。	○			
152		住基ネットからの本籍附票通知（住民基本台帳法19条4項通知）について、住基ネットからのデータが取りこめ、附票に反映されること	○			
153		コンビニ交付について、夜間及び休日などにおける戸籍届書提出に際し、証明書を抑止する制御機能を有すること	○			
154		上記機能については、操作する職権管理上、通常の戸籍総合システムにおける保留（抑止）機能ではなく、身分事項を参照できない権限管理ができること	○			
155		改製不適合（事故簿）についても磁気ディスクに記録し、証明発行や記載等が戸籍総合システム上にて行えること。				
156		記載不要届書について、索引データに基づく画像管理が行えること。	○			
157		事件表の出力時において、それぞれ、その1、その2、その3を個別に印刷することができること				
158		相続税58条通知が自動作成されること。	○			
159		相続税58条通知ファイルが出力できること。	○			
160		宛名シールが発送種別毎に一括出力できること。	○			
161		送達確認はがきが出力できること。	○			
162		事件種別ごとのリストを任意の期間を指定して出力できること。	○			
163		涉外関係届書送付目録が作成されること。（帰化を含む）	○			
164		国籍選択未選択者の一覧が表示できること。	○			
165		高齢者消除時に指定年齢未満の同籍者なしデータが抽出できること。	○			
166		高齢者消除時に住所不明のデータが抽出できること。	○			
167		高齢者消除時に「最新の戸籍の附票に外国住所が記載されたもの」のデータが抽出できること。				
168		行政区画変更処理が職員にて実施できること				
169		行政区画変更処理用の9条2項通知が作成できること。	○			
170		行政区画変更処理用の個人宛通知が作成できること。	○			
171		合併等による住所辞書の更新が実施できること。	○			
172		外国人に関する届書が管理できること。（システムで管理している記載不要届書のイメージを出力できること）	○			
173		連携	・コンビニ交付システムと連携できること。 なお、現行の連携方式の概要は下記のとおり。 第一証明発行ベンダー：株式会社 電算 戸籍側証明発行サーバ設置方式：自庁内設置 現在の広域交付インタフェースバージョン：4.0 連携方式：ネットワーク また、次期の広域交付インタフェースに対応できること。 ・コンビニ交付証明発行サーバと、SOAP通信による電文のやり取りを行えること。 ・コンビニ交付証明発行サーバより転送されてきた戸籍総合システムの要求電文を受信し、応答電文を作成した上でコンビニ交付証明発行サーバへ返信できること。 コンビニ交付証明発行サーバでは、戸籍総合システムから返ってきた応答電文を証明書発行センターへ転送する。	○		
174		犯歴業務	民刑事項通知が作成されること。	○		
175			刑の消滅照会書が作成されること。	○		
176			身分異動通知が作成されること。	○		
177			既存犯歴データを引き続き利用できること。	○		
178			禁治産及び成年後見人データが抽出できること。	○		
179	準禁治産者データが抽出できること。		○			
180	破産者データが抽出できること。		○			
181	頻出罪名や裁判所名が簡易に登録できること。		○			
182	罪名を選ぶことにより、簡易に登録できること。		○			
183	任意の期間での個人状態別や届書別の異動者一覧が出力できること。		○			
184	各種データの閉鎖ができること。		○			
185	公民権停止・回復に基づいた、公職選挙法停止・回復の通知が作成できること。		○			

186		破産者の本籍変更に基づいた破産者等の転属の通知が作成できること。	○		
187		成年後見登記事項通知が作成できること。	○		
188		成年後見人の本籍変更に基づいた成年後見人の転属の通知が作成できること。	○		
189		身上調査照会回答書が作成できること。	○		
190		既存禁治産者データを引き続き利用できること。	○		
191		既存準禁治産者データを引き続き利用できること。	○		
192		既存破産者データを引き続き利用できること。	○		
193		既存成年被後見人データを引き続き利用できること。	○		
194		刑の一部執行猶予の管理対応について、システムとして対応できること。	○		
195		一括印刷処理画面において、全部選択と全部解除に対応できること。			
196	バックアップ	日次にて、戸籍データのバックアップ処理を複数の物理サーバ間にて自動にて実施できること。	○		
197		日次にて、戸籍データのバックアップ処理を搬送可能な別媒体に対して自動にて実施できること。	○		
198		日次にて、法務省の副本管理システムに対して、差分抽出及びデータ送信が自動にて実施できること。	○		
199		任意のタイミングにて、法務局提出用の副本作成処理を搬送可能な別媒体に対して実施できること。	○		
200		法務省の戸籍副本データ管理システム用データの抽出機能を有すること。	○		
201		法務省の戸籍副本データ管理システム用データの抽出は、任意の基準日時点の全件副本データまたは、異動分のみ（差分）データを選択できること。	○		
202	セキュリティ	ID、パスワードの設定ができること。	○		
203		システムへのログオン情報が管理できること。	○		
204		証明発行の印刷履歴が管理できること。	○		
205		業務別の操作履歴が管理できること。	○		
206		届書異動の操作履歴が管理できること。	○		
207		不受理申出一覧や付箋（メモ）一覧等の帳票を印刷履歴が管理できること。			
208		検索照会の操作履歴が管理できること。	○		
209		本籍人から検索を行い、ログオン履歴、証明発行履歴、検索照会履歴、戸籍記載履歴、個人情報に記載した帳票の印刷履歴を一括で検索できること。	○		
210		パスワード設定において、パスワードごとに証明書別や届書別の操作権限の有無を設定できること。（例：全部事項証明のみ可、附票証明は不可等）	○		
211		パスワード設定において、パスワードごとに操作できる時間帯を設定できること。（例：8:30から17:00までのみ操作可能等）	○		
212		操作別（証明発行の証明書単位、異動届書の種類別等）の操作履歴権限設定が管理できること。			
213		操作可能な権限設定のパターン設定（グルーピング）が任意に作成できること。	○		
214		同一ID、同一パスワードによる同時起動はできないこと。	○		
215		アプリケーションによる印刷機能以外に、画面コピー（プリントスクリーン）は使用できないこと。	○		
216		文字	部首・画数・読み・漢字の種類等で検索可能なこと。	○	
217	文字が「人名用漢字」「正字」「誤字・略字」であるかシステム上判断できること。		○		
218	さらにその文字が「正字」「俗字」「誤字」に色分け表示がされていること。		○		
219	辞書には記載されていないが、実際に戸籍に使用されている文字が即時利用できること。		○		
220	誤字・略字について正字への置換え先が確認できること。		○		
221	検索した文字について、印刷することができること。		○		
222	自治体個別の外字管理を不要とし、同一パッケージの利用団体において同一の文字パッケージを使用していること				
223	戸籍記載のための十分な文字領域を保持していること。		○		
224	文字辞書で漢字を調べた際に、職員が入力したメモ等の情報を確認できること。		○		
225	セキュリティを確保する為、文字コードがオープン体系ではなく独自体系であること。		○		
226	住記連携	住記連携については、「住記→附票」、「戸籍→附票」のパターンの連携が可能なシステムであること。	○		
227		連携に用いるデータは、既存の住民記録システム側で使用するコードもしくは情報とし、戸籍側で必要な変換を行うこと。	○		
228		住民記録システムから戸籍総合システムに提供された連携データに不備があり、更新用データにエラーが生じた場合は、戸籍総合システム側で担当者がエラー内容を確認出来る機能を有していること。	○		
229		住民記録システム上の本籍人の住所異動を、戸籍総合システムで該当データの取込操作を行った後、戸籍の附票へ自動で反映できるようにすること。	○		
230		自動で反映（更新）出来ないものは、特定の住民記録システム異動事由とする。該当者は存在するが従前住所不一致などで更新がかからなかったものは、目視で更新が実施できる仕組みとすること。	○		
231		管内住所人で非本籍人の戸籍届出に関して、住民記録システム上の本人氏名、本籍、筆頭者、生年月日、住所が戸籍の届書入力で参照でき、その参照データを届書入力にそのまま活用可能な機能を実現すること。	○		
232	ヘルプデスク	システム障害だけでなく、戸籍の実務処理に関する操作問合せを含め運用に係る問合せを一元的に対応するヘルプデスクを有すること。	○		
233		上記は、フリーダイヤルであること。	○		
234		大規模災害時の業務継続が可能となるサポート体制を有すること。	○		
235	その他	戸籍・除籍データ移行及び追加で発生したデータセットアップに際しては、個人情報保護の観点から庁内での作業実施とすること。	○		
236		ヘルプデスクにて管理している戸籍業務に関するFAQなどを市側でも閲覧できる仕組みを提供すること。	○		
237		データ移行時については、既存システムから文字の集約や変更がないこと。	○		
238		法務省戸籍副本管理システムへのデータ連携機構を有すること。	○		